

療養費(治療用装具)申請に関する注意事項

① 治療用装具の療養費の支給基準について

- 1 療養費の支給対象となる装具は、医療処置で対応することができず、医学的な見地からその傷病の治療する手段として必要不可欠の範囲のものであり、原因疾患を解消させることが目的であるもの。
- 2 厚生労働省の定めた支給対象となる治療用装具であり、耐用年数の基準をみたしているもの。
小児治療用眼鏡には、耐用年数の他に、対象疾病、対象年齢、支給上限額が定められています。
- 3 症状固定前のものに限られること
症状固定後(傷病の回復・改善が見込まれなくなった状態)の、日常生活の利便性や、職業上の必要性から作成したものは支給対象外です。
症状固定後や、障がい者の方の日常生活のために必要な装具は、治療用装具ではなく「補装具」と呼ばれ健康保険制度ではなく、市区町村の福祉制度の対象です。

【支給基準を満たさない例】

以下のような場合は、治療遂行上必要不可欠な範囲とは認められません。

- 日常生活の向上や改善、洗い替え等利便性を目的とするもの。
(例)→歩行の改善や転倒防止を目的とするもの。
- 介護、リハビリ目的のもの。
(例)→脳出血後遺症の半身麻痺のリハビリを目的とするもの。
- 原因疾患の治療目的でなく、痛みの緩和(除痛など)を目的とするもの。
(例)→外反母趾・扁平足・変形性膝関節症等の、単に疼痛緩和のみの装具は原則支給対象外で
但し、当健康保険組合では手術を希望しない方に初回のみ支給します。
- 手術や処置によって解消状態にある原因疾患の、再発予防を目的とするもの。
(例)→手術で再建した膝の靭帯が再び断裂するのを予防するものなど。
- スポーツ目的のもの。
(例)→スポーツ選手などが使う靴のインソールなど。
- 美容を目的としたもの

② 「靴型装具」の申請に係わる写真の添付について

- 1 療養費(靴型装具)申請の際、製作された装具の『現物写真』のご提出が義務化されました。
近年、整形外科や装具メーカーが安価な市販靴を加工転用したものを患者へ提供し、それを「靴型装具」として申請される事例が報告されています。
組合員の皆様からお預かりしている大切な保険料から支出する療養費に関して、適切な審査を行うため、お手数をお掛け致しますが何卒ご理解とご協力くださいますようお願い致します。
 - 1)装具の全体像が確認できる写真であること
 - 2)付属品等も含めて購入した全ての装具が撮影されていること
 - 3)ロゴ、タグ(サイズ表記)、品番、メーカー表記がある場合は、それらが撮影されていること

③ ご注意いただきたいこと

- 1 療養費はあらかじめ、必ず支給することが確約・保証されているものではありません。
健康保険の給付を受けられるのは「治療に必要なもの」で、「健康保険組合が認めたもの」になります。
医師ではなく、健康保険組合で審査をし、必要と認めたものが給付の対象となります。
医療機関や装具業者から「装具は必ず保険が効くので、あとで払い戻しが受けられます。」と説明を受けた場合は、医療機関や装具業者の健康保険における療養費への誤解や不知の可能性が
ありますので、ご注意ください。
- 2 治療用装具の製作や装着後の経過について、担当医へ照会させていただく場合があります。
この場合、療養費支給までに時間がかかることが見込まれます。予めご了承をお願いします。